

地方独立行政法人

大阪市立工業研究所

中期目標

～ 目 次 ～

前文	1
第1 中期目標の期間	2
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進	2
(1) 産業界の技術開発動向や企業ニーズの的確な把握	2
(2) 独創的で先進的な研究開発の推進	2
(3) プロジェクト研究の推進	3
(4) 大学・研究機関、企業等との連携強化及び企業間連携の促進	3
2 独自開発の研究成果等の活用による技術支援サービスの強化	3
(1) 技術相談サービスの充実	3
(2) 依頼試験分析等の利便性の向上	3
(3) 受託研究の高度化	4
(4) 企業における技術者養成の充実	4
3 研究成果等の普及推進及び知的財産の活用	4
(1) 研究成果等の広報	4
(2) 特許の出願及び開発技術の積極的な活用	4
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	5
1 経営企画や業務調整の機能強化	5
2 柔軟な研究体制及び多様な雇用形態の導入	5
3 組織及び職員の能力向上に向けた取り組み	5
(1) 適正な評価制度の確立及び研究員の意欲の喚起	5
(2) 外部機関への研修派遣等による人材育成	5
4 管理業務の効率化及び情報化の推進	6
(1) 民間への業務委託等による管理業務の効率化	6
(2) 情報システムの導入による事務処理の迅速化	6
第4 財務内容の改善に関する事項	6
1 業務等に基づく収入の向上	6
2 経費の節減	6
3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用	6

第5	その他業務運営に関する重要事項	6
1	施設及び設備の活用及び整備	6
2	安全衛生管理対策	7
3	環境に配慮した取り組みの推進	7
4	情報公開の推進及び個人情報の保護	7
5	法令等の順守	7

## (前文)

大阪市立工業研究所は、大正5年の設立以来、公設試験研究機関として主に化学分野に関連する研究開発に取り組み、大阪の産業振興に貢献してきた。地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「市工研」という。）への移行後も引き続き、市工研は大阪の産業を支える中小企業の技術支援機関としての使命を担い、大阪の産業の持続的発展のために貢献していくものである。

経済のグローバル化や急速な技術革新が進展する中、企業においては、国際的な競争力を高めていくため、独自技術や新製品の開発等、付加価値の高いものづくりを目指すことがますます重要な課題となっている。

こうした状況にある企業の研究開発等を支援するため、市工研は、企業の多様なニーズを的確に把握し、大学・研究機関、企業等と連携しながら、独創的で先進的な研究開発に取り組み、その研究成果の普及及び活用を行うとともに、技術相談、依頼試験分析、受託研究等の技術支援サービスの充実を図ることによって、企業の競争力強化並びに大阪経済及び産業の持続的発展に寄与していかなければならない。

市工研が、効率的かつ効果的な業務運営を通じて、こうした取り組みを確実に実施していくために、設立団体である大阪市はこの中期目標を市工研に対して指示するものである。

## 第1 中期目標の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進

グローバル化に伴う厳しい競争環境にある企業における付加価値の高いものづくりを目指した技術開発を支援し、大阪の産業の持続的発展に寄与することを目的として、先進的な研究開発を推進する。そのために、産業界の技術動向を的確に把握し、企業の様々なニーズに対応しうる研究開発を円滑に推進できる体制を整えるとともに、大学・研究機関、企業等との連携を一層強化する。

#### (1) 産業界の技術開発動向や企業ニーズの的確な把握

市工研が、企業に対する研究開発支援の実質的な効果をあげていくために、産業界の技術動向、企業の技術的課題、開発テーマの方向等を的確に把握することが重要である。このため、技術相談、学協会活動等の情報収集の強化を図るとともに、積極的な情報収集を行う体制を整え、市工研が主体的に運営する企業等との研究会等の活動を通じて様々な企業のニーズの的確な把握を行う。

#### (2) 独創的で先進的な研究開発の推進

企業における付加価値の高いものづくりの技術開発を市工研が支援していく効果を高めていくために、市工研のポテンシャルを最大限に活用して、次に示す5分野について国際的な視野に立った独創的で先進的な研究開発を組織的かつ計画的に推進し、企業に技術移転するための研究シーズの創出に取り組む。

- ア 有機材料分野
- イ 生物・生活材料分野
- ウ 電子材料分野
- エ 加工技術分野
- オ 環境技術分野

### (3) プロジェクト研究の推進

新産業の創出を促す技術革新につながる下記の重点研究分野の課題については、柔軟な研究組織編成により研究分野の区分を超えた融合研究を実施できる時限的なプロジェクト研究班を設置し、効率的かつ効果的な研究開発を推進する。

ア ナノテクノロジー関連

イ 環境・エネルギー関連

ウ 高機能性材料関連

エ バイオテクノロジー関連

### (4) 大学・研究機関、企業等との連携強化及び企業間連携の促進

研究開発をより効果的に行うために、市工研独自の研究成果を基盤として、大学における基礎研究等の成果、他の研究機関における研究成果等、地域の研究資源を活用し、産学官連携による研究開発を推進する。

また、大阪市の中小・ベンチャー企業支援機関である大阪産業創造館との連携によって、新事業の創出、新規事業分野への展開等につながる企業支援に加え、企業間連携についても促進していく。

## 2 独自開発の研究成果等の活用による技術支援サービスの強化

中小企業等からの技術相談に応じて、独自開発の研究成果や技術ノウハウに基づいて依頼試験分析、受託研究等の技術支援サービスを強化する。さらに技術者養成、施設・設備の利用提供、研究員派遣等のサービスも実施し、企業の技術的な諸課題に対する総合的な支援を充実する。

### (1) 技術相談サービスの充実

技術相談は、企業における諸課題を把握し、適切な支援方法を検討するために必要不可欠である。また、それにより得られた情報を市工研自らの研究活動に活かしていくためにも、技術相談サービスの提供手法の多様化を図っていく。

### (2) 依頼試験分析等の利便性の向上

依頼試験分析、施設・設備の利用提供等について、利用者が多様なサービスの実施を望む場合等、様々なニーズに柔軟に対応し

て、利用者にとって利便性の高いサービスを提供できる制度・体制を構築する。

### (3) 受託研究の高度化

市工研が独自開発した研究成果、それに関連した技術ノウハウ、産学官連携を活かした研究成果等を受託研究に活用し、実用化研究を推進していく。

また、受託研究による研究開発成果を基に企業が製品化等の検討を行うために、受託研究終了後も企業における製品開発の進捗状況を把握するとともに、状況に応じて、研究員の派遣、次のステップとなる受託研究の実施等、企業に対するフォローアップ業務に取り組む。

### (4) 企業における技術者養成の充実

個別の技術課題に応じた技術者養成の研修を実施するとともに、企業、業界団体等からの依頼に応じて研究員を企業、業界団体等に派遣し、オーダーメイドのプログラムにより、高度な研究開発を担える人材の育成を行う。

## 3 研究成果等の普及推進及び知的財産の活用

市工研が、自らの研究活動により得られた成果について、企業の利用を促すため、効果的な普及広報活動を実施する。また、研究成果の特許出願を推進するとともに、知的財産の有効利用の観点から積極的な活用に努める。

### (1) 研究成果等の広報

研究成果や研究の過程で得られた知見について、その活用先となる企業等に対する広報活動として、学協会活動、論文・著書・総解説等の執筆活動、各種発表会・セミナーでの講演活動等に積極的に取り組み、成果普及に努める。

また、研究活動等の状況について、ホームページ、各種広報物等の媒体により、産業界をはじめ、広く市民にも理解されるよう分かりやすい広報に努める。

### (2) 特許の出願及び開発技術の積極的な活用

市工研自らの研究成果や企業等からの受託研究による共同の研

究成果については、特許出願を推進するとともに、その技術の実用化や製品化に向けた積極的な企業支援を行う。

### **第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項**

#### **1 経営企画や業務調整の機能強化**

法人の経営状況、社会経済環境の変化等に対応して、自主的な経営判断に基づく業務運営が行えるよう、経営に係る重要事項の決定に関して外部専門家等の意見を参考にするなど、経営企画や業務調整に関する機能強化を図る。

#### **2 柔軟な研究体制及び多様な雇用形態の導入**

研究所全体の研究計画の中でも、緊急性や重要性の高い研究課題を迅速に推進できるよう、随時に集中的な研究体制を組むなど、柔軟な組織編成を行うとともに、研究員の流動的な配置を図り、任期付研究員の雇用等の多様な雇用形態を導入する。

#### **3 組織及び職員の能力向上に向けた取り組み**

業務の実績及び責務に係る適正な評価制度を確立することにより、具体の業務を担う研究員の意欲を喚起し、研究所の能力向上に取り組む。

##### **(1) 適正な評価制度の確立及び研究員の意欲の喚起**

研究業務、企業支援に関する業務、組織運営に関する業務等、主として研究員が行う業務について、客観的かつ総合的に評価できる評価制度を確立することにより、研究員の意欲及び能力の向上を図る。

##### **(2) 外部機関への研修派遣等による人材育成**

将来的なニーズが期待される研究、製造現場の技術ノウハウ等に関する知識の蓄積を通じて、研究所の能力向上を図るため、国内外を問わず先端的な研究を行っている大学・研究機関、企業等への研修派遣などを行い、人材育成に積極的に取り組む。



#### 4 管理業務の効率化及び情報化の推進

民間委託、人材派遣等の活用により効率化が見込まれる業務については、自主的に効率化の努力を進めていくとともに、業務運営の迅速化に向けて、情報システムを導入し、有効に活用する。

##### (1) 民間への業務委託等による管理業務の効率化

業務運営の効率化や経費削減を目的として業務内容を精査し、民間への業務委託、人材派遣の活用等、効率化の方法について検討し、見直しを推進する。

##### (2) 情報システムの導入による事務処理の迅速化

財務会計、人事給与に関する事務等、各種の情報処理について、情報処理システムの有効活用により、迅速化を図る。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

##### 1 業務等に基づく収入の向上

提供するサービスの質の向上等を通じて、利用件数の増加及び法人収入の向上を図る。また、大型の競争的資金等の外部資金の積極的な活用を進める。

##### 2 経費の節減

業務運営全般について、収支バランスを意識した管理を行い、収入に見合った経費の節減に努める。

##### 3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用

法人の経営努力によって生じた剰余金については、効率的な業務運営やサービスの向上等に資する経費に充当するなど、有効に活用する仕組みを構築する。

#### 第5 その他業務運営に関する重要事項

##### 1 施設及び設備の活用及び整備

施設及び設備を適正に管理し、有効に活用するとともに、高度化し、多様化する利用者のニーズに的確に応えていくための整備に努める。

## **2 安全衛生管理対策**

安全衛生管理関連法令に基づいた管理体制を確立し、事故等の発生を未然に防止するとともに、職員の健康を確保するように努める。

## **3 環境に配慮した取り組みの推進**

業務運営に際しては、環境に与える影響について配慮し、省エネルギー、リサイクル等の推進に努める。

## **4 情報公開の推進及び個人情報の保護**

地方独立行政法人法に基づいて法人の業務の内容を公表するなど、組織及び運営の状況を市民に明らかにするように努めるとともに、個人情報については適正に取り扱う。

## **5 法令等の順守**

法令、社会規範及び法人規程を順守し、誠実に業務を遂行する。